

ミャンマー進出・実務ガイドブック

2017年11月

日本貿易振興機構（ジェトロ）ヤンゴン事務所

本ガイドブックは、日本貿易振興機構（ジェトロ）ヤンゴン事務所が現地法律事務所 SAGA 国際法律事務所（<http://www.sagaasialaw.com/>）に作成委託し、2017年11月末現在で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。ミャンマーでは法律改正や解釈の変更も多いため、必ず最新の法令や解釈を確認するようにしてください。なお、本ガイドブックの著作権は日本貿易振興機構が有しております。

【免責事項】

本ガイドブックで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

禁無断転載

目次

第1章 調査目的	1
第2章 調査項目	1
第3章 調査結果	3
1 不動産（主にビル・工場建設において）	3
（1）法定検査項目（ビル管理法、消防法など）	3
（2）建築基準法（草案）による検査項目（エレベーター、避難設備、換気、水質、非常用照明など）	7
（3）増改築	9
（4）その他留意点	9
2 電気	18
（1）電力供給の管轄機関、関連法令	18
（2）事務所・工場建設時の手続き（申込みから受電まで）	18
（3）定期検査等の有無	19
（4）電気料金の支払い方法	19
（5）契約廃止時の手続	19
（6）その他、留意点	19
3 上下水道	20
（1）事務所・工場建設時の手続（申込みから給水まで）	20
（2）定期検査等の有無	21
（3）料金の支払い方法	21
（4）契約廃止時の手続	21
4 ガス	21
（1）事務所・工場建設時の手続（申込みから受給まで）	21
（2）定期検査等の有無	22
（3）料金の支払い方法	22
（4）契約廃止時の手続	22
5 廃棄物処理	23
（1）廃棄物処理の手続	23
（2）工業団地における廃棄物処理	23
（3）法令の確認	24
6 銀行口座開設・閉鎖	25
（1）銀行口座開設に必要な書類	25
（2）開設可能な口座	26
（3）送金	26
（4）口座の閉鎖	27

第1章 調査目的

ミャンマーでは会社法や投資法、さらには SEZ 法といった会社設立に関する法・制度は整備されるとともに、情報公開が進みつつあるものの、同国に進出後、事業を営むうえで必要となる法・制度は依然として未整備のままである。特に実務に直結する部分になればなるほど、情報公開は遅れ、監督官庁担当員によりその判断が大きく異なることが散見されることからトラブルは後を絶たない。

本レポートは、日系企業がミャンマーで速やかに事業を立ち上げられるよう、2017年11月現在の現地情勢を踏まえ法的な面からサポートすることを目的とする。

第2章 調査項目

1. 不動産（主にビル・工場建設において）

- － 法定検査項目（ビル管理法、消防法、など）
- － 重点検査項目（エレベーター、避難設備、換気、水質、非常用照明など）
- － 増改築
- － その他、留意点

2. 電気

- － 事務所・工場建設時の手続（申込みから受電まで）
- － 定期検査等の有無
- － 電気料金の支払い方法
- － 契約廃止時の手続
- － その他、留意点

3. 上下水道

- － 事務所・工場建設時の手続（申込みから給水まで）
- － 定期検査等の有無
- － 料金の支払い方法
- － 契約廃止時の手続
- － その他、留意点

4. ガス

- － 事務所・工場建設時の手続（申込みから受給まで）
- － 定期検査等の有無

- － 料金の支払い方法
- － 契約廃止時の手続
- － その他、留意点

5. 廃棄物処理

- － 廃棄物処理の手続
- － その他、留意点

6. 銀行口座開・閉設

- － 口座開設手続き
- － 送金（日本からミャンマー、ミャンマーから日本）
- － 口座閉設手続き
- － その他、留意点

第3章 調査結果

1 不動産（主にビル・工場建設において）

(1) 法定検査項目（ビル管理法、消防法など）

a. 2015年消防法

3階建て以上の建物、コンドミニアム、市場、多数の人によって使用される建物の建設、火災の危険のある事業に際して工場、作業場、貯蔵タンク、倉庫の建設に際しては、火災防止のため、関連する政府部門・組織は事前に内務省消防部の許可を得なければならない（消防法17条）。火災の危険のある事業とは、火、燃料、電気又は可燃物を使用する事業を意味し、その事業の場所、事業を行う建物及び車両と隣接する場所も含む（消防法2条（g））。

また、2017年11月22日、モビタウンシップ消防部の職員（匿名のため不明）から「工場などの建築物のオーナーは、関連するタウンシップの消防部から消防安全許可を得なければならない。検査に基づいて消防の観点から安全であると判断した場合に、同部が消防安全許可を発行する。検査を受けるためには、ビルの位置、避難方法、配電の計画、エレベーターの設置方法等に関する必要書類を提出する必要がある」との回答を得た。

b. 2014年電気法に基づく電気安全証明

(a) 法律の規定

電気法47条は、何人も電気安全証明書を取得せずに、電気を製造し、変電し、又は使用してはならないと定め、47条に反した場合、300,000チャットから1,000,000チャットの罰金が科せられる（電気法57条）。

(b) 2017年11月10日時点の工業省工業監督検査局のホームページによれば以下の情報が確認できた。

2014年電気法に基づき、工業省工業監督検査局は、高電力・低電力利用、公共の建物の内部配線、バッテリー充電器、ヒーター、電力メーターなどの電気機器、エレベーター、エスカレーター及び変電所につき、検査を行い、電気安全証明書を発行する。また、ジェネレーターを使用した発電及び電気利用につき検査し、発電及び配電登録証明書を発行する。

一年に一度、工場、ビル、仮設設備、エスカレーター、エレベーター等については電気安全につき検査が行われる。

検査の申請手順は以下の通りである。

- 工場、ビル及びエスカレーター等電気機器等につき州又は管区電気検査部に検査を申請する。

- 州又は管区電気検査部による検査。修理が必要な箇所がある場合、修理終了後 7 日以内に再検査が行われる
- 検査後、検査費用を関連銀行を通じて支払う。チャランと呼ばれる領収書の原本を同部に提出する。
- 電気法に適合し、電気安全が認められる場合、電気安全証明書が発行される。
- 一年間の電気安全証明書有効期限が経過した場合、再検査が行われる。

c. 1951 年工場法の換気に関する規定

工場法 15 条 1 項は、換気について以下のように定めている。

- 工場の全ての作業スペースにおいて、外気との循環によって適切に換気が行われるよう適切な処置をしなければならない。
- 特に屋根や壁はできる限り温度が上昇しないよう適切な素材を用いなければならない。
- 工場の全ての作業スペースにおいて、外気との循環によって適切に換気が行われるよう適切な処置をしなければならない。
- 特に屋根や壁はできる限り温度が上昇しないよう適切な素材を用いなければならない。
- 仕事の性質上、工場内で非常に高い温度の場所が発生する場合、その場所と作業場所を分けるか、その場所を隔離するなどの効果的な手段をとって工員を守らなければならない。

d. ビル管理法

ビル管理法などのビルの管理に関する特別法は存在しない。

e. 高層ビルに関する規定

以下、YCDC 技術部上級補佐技師 Daw Khin Myo Htike への 2017 年 11 月 10 日における聞き取り、同日時点の YCDC 技術部（ビル課）の Facebook ページ及び YCDC のホームページから得た情報に基づいて記載した。

(a) 申請の流れ

YCDC の管轄する地域における、8階以上の高層ビルの建築については、高層ビル検査委員会 (H. I. C.) を通じてヤンゴン管区政府から、建築設計、建築場所、建物の海拔、セットバック設計、駐車場について許可 (Approval in Principal Permission: AIP) を得なければならない。AIP が得られた後、案件は詳細な構造計算と共に、技術部（ビル課）に提出されなければならない。同部では、ライセンス調査者、コントラクター、構造エンジニアがチェック・承認を行う。

技術部でチェックを受けた設計図及び構造計算書は再び高層ビル検査委員会又は高層ビルプロジェクト品質管理委員会でチェックを受ける。

高層ビル検査委員会は 8%階以上 12%階以下の案件につき、設計図・構造計算書をチェックし、高層ビルプロジェクト品質管理委員会は 12%階以上の案件につき設計図・構造計算書をチェックする。

チェックが終了した後、以下の項目についてのレコメンデーション及びコメントが技術部（ビル課）に送付される。

- くい载荷試験
- 深部掘削工事
- 基礎工事
- くい打ち工事
- 上部工事
- 材料設備

技術部（ビル課）は上記デザインチェックレコメンデーションに従って最終許可を下す。建築作業が完了したのち、同部は建築完了証明を発行する。

(b) 建築申請の条件

- 8%階以上の高層ビルの建築申請は以下の条件を満たさなければならない。
- 申請者は近隣の人及び役所と合意をした上、関連小区（Ward）役所のレコメンデーションを得なければならない。
- 付近の電波塔をビルの高さによって妨げてはならない。
- 廃水の処理システムについて記載する。
- 消防部から指定された水量も含めたビルで使用する水量、その水をどこからどのようにして得るのかにつき記載する。
- 下水については、浄化槽の位置・大きさを記載する。
- 消防部のコメントが含まれていなければならない。
- 一台の車の駐車スペースは 2.4 メートル×4.8 メートルとする。
- ゴミ処理システムにつき記載する。
- 高層ビルの設計は、くい打ち基礎、地震ゾーン 2B、風速時速 120 マイルを前提に、設計されなければならない。

(c) 検査

HIC に必要書類が提出された後、以下の部門が各項目につき、検査を行う。

- i. 都市計画・土地管理部

- 土地権利、C/Map 及び D/Map の確認
 - 当該土地の権利についての異議の有無の検査
 - ii. 技術部（ビル課）
 - 申請案が建築関係の法令に適合しているかのチェック
 - 傾きの細長比のチェック
 - 付近のビルと直線になっているかのチェック
 - 申請対象のビルに関して、関連前例及び異議がないかの審査
 - iii. 技術部（上下水道課）
 - ビルの使用人数、使用用途、消防部が既定した防火用水の量を勘案して、当該ビルで必要な水の量を割り出す
 - 必要量をどのようにして供給するかにつきチェック
 - 下水及び水処理システムにつきチェック
 - iv. 技術部（道路・橋梁課）
 - ビル付近の道路舗装の幅及び種類を検査する
 - 排水管のサイズがビルから出る廃水の量に適しているかの確認
 - 付近の駐車場の状況及び交通状況を調べる
 - v. 検査部
 - 敷地の位置・境界標をチェックする
 - 実地計測した敷地と都市計画・土地管理部が発行した D/map 上の敷地を検査する
 - 周りの建物の敷地の位置、想定される寿命及び構造的安定性を調べる
 - vi. 公害コントロール・浄化部
 - 当該ビルから出るごみの量、ごみの廃棄システム、最終的にどのようにごみを廃棄するかについて調べる
 - 建築中に出るごみについてどのように処理するかを調査する
 - 空気汚染、水汚染、土壌汚染を防ぐためのどのような方策をとっているかにつき調査する
 - vii. 調整部
 - それぞれの部からの報告を受けて、調整部が市長に当該高層ビルを認可すべきかを上申する。
 - また、調整部がヤンゴン管区閣僚に AIP のための上申を行う。
- (d) 駐車場の最低数、高さ制限の具体的内容

駐車場の最低数、オフィスの場合、総床面積 100 m²につき 1 台、工場の場合総床面積

350 m²につき 1 台。シュエダゴン制限エリアでは、海拔 190 フィートを超える商業用ビルの建築は認められない。当該エリアの外でも海拔 417 フィートを超えるビルの建設は認められない。

(2) 建築基準法（草案）による検査項目（エレベーター、避難設備、換気、水質、非常用照明など）

Myanmar National Building Code（以下「建築基準法」という）は 2012 年に法案が公表され、2016 年には修正版¹が公表されたものの、いまだに法案段階であり、法律としては成立していないが、YCDC による建築許可の基準として実務上使用されている。2017 年 10 月 8 日に行ったミャンマーエンジニアリング協会の中央委員会のメンバー U Nyunt Maung Thant に対する聞き取りにおいても「建物を建設する場合は 2016 年版ミャンマー国建築基準法草案に従わなければならない」との回答を得た。

ただし、申請において、すべての規定につき、厳格な遵守が要求されるかは不明である。また、建築基準法には、建築確認申請において、考慮すべき非常に多くの項目が書いてあるため、関連する項目すべてを本報告書に記載することは難しいため、特に関連性が大きく、重要な事項のみを本報告書に記載している。

a. エレベーター

建築基準法 5 章 C に、エレベーター及びエスカレーターの設置点検等について 91 ページにわたる詳細な規定がある。計画準備段階の関係者協議に始まり、準拠すべき基準、最大積載量・定員の決定方法、エレベーターや機械室等の設置場所、防火設備、電力制御システム、電気系統設置基準、メンテナンスなどについて規定されている。

b. 避難設備

- 天井の高さ（建築基準法 2.6.2.1（以下、番号のみの記載は建築基準法上の条文番号を意味するものとする）

避難経路の天井の高さは 7 フィート 6 インチ（2,286mm）以上でなければいけない。

- 突起物（2.6.2.2）

天井から下に伸びている突起物は天井の面積の 25%を超えてはならず、最低 80 インチの頭上の空間が確保されなければならない。

壁から歩行面上に並行に伸びている突起物は、高さ 27 インチから 80 インチの間で設置されている場合は、長さ 4 インチ以下でなければならない。

並行突起物は通行ルートの最低正幅を狭めるものであってはならない。

- 床面（2.6.2.3）

¹ ティラワ経済特区管理委員会のホームページ

(<http://www.myanmarhilawa.gov.mm/construction>) にて確認することができる。

避難経路の床面は滑りにくいものでなければならない。

- 高低差 (2.6.2.4)

高低差が 12 インチ未満の場所では、5%以下の斜度のスロープを用いられなければならない。

- 避難経路 (2.6.2.5)

避難経路を壁、家具、車両等の物体によって塞いではならない。

- 収用人数 (2.6.3)

スペースの用途に合わせて、占有者一人当たりには確保が必要な平方フィートが定められている。

ビジネス用スペース及び工業用スペースは一人当たり 100 平方フィート（階段、廊下の通路部分も含めて計算する）と定められている。

- 避難経路 (2.6.4)

避難経路は鍵のかかる部屋を通る形で設定されてはならない。

居住用スペースからの避難経路はその他の就寝用スペース又はトイレを通ってはならない。

- 非常口 (2.6.5)

占有者が建物の使用用途に応じた一定の人数を超える場合、非常口又は非常用通路は 2 か所設けなければならない。

オフィス又は工場の場合、一定の人数は 49 人とする。

また、用途に関わらず、占有者が 501 人から 1,000 人の場合は最低 3 つ、1,000 人を超える場合は最低 4 つの非常口を設けなければならない。

- 階ごとの非常用階段及び出口の数 (2.6.6)

階ごとに最低二つの独立した非常用階段を地下階も含めて設置しなければならない。ただし、オフィス及び工場においては、①占有者が 49 人以下で、非常口までの距離が 50 フィート以下（スプリンクラーシステムを導入している場合は、100 フィート以下）の一階又は二階、②占有者が 29 人以下で、非常口までの距離が 50 フィート以下の二階は非常口は一つでもよい。

- 非常口までの最大距離 (2.6.7)

ある地点から非常口までの距離は、非常口が一つのオフィスの場合、50 フィート（スプリンクラーがある場合は、80 フィート）、非常口が二つあるオフィスの場合は、145 フィート（スプリンクラーがある場合は、200 フィート）を超えてはならない。非常口が一つの工場の場合は 50 フィート（スプリンクラーがある場合は、80 フィート）、二つある工場の場合は 100 フィート（スプリンクラーがある場合、200 フィート）を超えてはならない。

また、廊下から行き止まりまでの最大距離は、オフィスの場合も工場の場合も、50 フィート（スプリンクラーがあれば 65 フィート）とされている。

- 避難経路の幅 (2.6.8)

オフィスにおいても工場においても、ドアの戸口の幅は、用途ごとに規定されたインチ数に、占有者の数をかけた数が最低幅となる。非常用階段の最大幅は6フィート6インチとする。
- 非常階段 (2.6.9)

階段一段の高さは4インチから7インチとする。階段は、踊り場ごとに数えて16段を超えてはならない。
- 非常用照明 (2.6.10)

非常用照明は、非常口への通路、非常口、非常口からの脱出経路に設置されなければならない。
- 非常用掲示 (2.6.13)

非常用経路を示す掲示は、100フィート遠くからも見えるものでなければならない。また、掲示を覆ってはならない。

c. 水質

- 飲料水の水質はWHOのガイドラインに従わなければならない (5D.4.2.2)。
- 飲料用以外の水が飲料用の水と別に供給されている場合、飲料用以外の水は、細菌性の汚染物質による人体への危険を防ぐため、これらの物質による危険のないものでなければならない (5D.4.2.3)

(3) 増改築

2013年Yangon City Development Committee Law (YCDC法) 施行細則によれば小規模な修復については、以下の書類を提出する必要がある。

- 申請書
- 修復希望箇所の写真
- 身分証のコピー
- 戸籍のコピー
- 直近の納税済書
- 小区 (Ward) 役所職員承認済みのオーナーのレコメンデーションレター
- オーナーとテナントで合意ができない場合はタウンシップ役所職員のレコメンデーションレター

(4) その他留意点

a. はじめに

ミャンマーの不動産法制は日本と大きく異なるため、ミャンマーの不動産法制の概要を理解した上で進出する必要がある。事業を営む上で規模にかかわらず、建物や土地を使用することとなるため、不動産規制はいずれの業種にとっても重要であるが、特に、不動産

開発や製造業等のように大規模な土地建物を使用する業種においては十分にミャンマーにおける不動産法制を理解した上で事業を行う必要がある。不動産法制における主要な法律としては、不動産譲渡制限法(The Transfer of Immoveable Property Restriction Act)、登記法(The Registration Act)、経済特区法(Special Economic Zone Law)、コンドミニウム法(The Condominium Law)、投資法(The Myanmar Investment Law)、等が存在する。詳細については、「ミャンマーの土地法制に関するガイドブック」²記載されているものの、特にビル・工場建設において重要な点について以下に記載する。

b. 不動産の所有権に関する規制

憲法上、国家は、国内のすべての土地の所有者である旨規定されている(憲法 37 条 1 項)。したがって、個人または企業に土地の所有権は認められていない。

しかし、国は自由土地保有地(freehold land)、許可地(permit land)、宗教許可地(religious grant land)等の使用を認めている。土地の種類に応じて、期限の定めなく使用が認められていたり、90年、60年等の形で使用权の期限が規定されている土地もある。しかし、その場合も原則として更新されることとなっている。かかる土地の使用权は、所有権とは異なるものの、賃借権とも異なるため、本稿においては便宜上かかる権利を所有権という。

不動産には、土地、建物、その他土地または土地に付着した物から生じる利益が含まれると定義されている(登記法 2 条 6 項)。したがって、建物は土地の付着物として扱われ、原則として土地の所有者と建物の所有者は同一に帰する。

その上で、外国会社または外国人は売買、贈与、質、交換または譲渡のいずれの方法によっても不動産を取得することはできないと規定されている(不動産譲渡制限法 4 条)。

なお、不動産譲渡制限法においては、外国会社はミャンマー国民によって管理もしくは支配されていない会社もしくはパートナーシップ、または過半数の株式もしくは持分がミャンマー国民に保有されていない会社もしくはパートナーシップと定義されている(不動産譲渡制限法 2 条 (c))。しかし、実務上は、会社法と同様に、1 株でも株主に外国会社又は外国人が含まれている会社は外国会社として扱われている。今後、会社法の改正により当該取り扱いも変更される可能性がある点に留意が必要である。

ミャンマーにおいても日本と同様に土地の種類が規定されており、農地、森林地、空地・休閒地・未開墾地、それら以外の土地が存在し、それら以外の土地上においてのみ商業ビルの建設が認められる。

² 「ミャンマーの土地法制に関するガイドブック」は <https://www.jetro.go.jp/world/reports/2017/01/24e26d3f47d67450.html> に公開されている。

c. 不動産の賃貸借に関する規制

不動産の賃貸借に関し、外国人または外国会社に対して1年を超える賃借権は認められない旨規定されている（不動産譲渡制限法5条）。

例外として、投資法に基づきミャンマー投資委員会からMIC許可又は是非を得た会社の場合、最大50年の土地賃借が認められ、10年の延長が2回まで認められる（投資法50条(b)、(c)）。

また、経済特区において事業を行う場合には、経済特区法に基づき、最大50年の賃借が認められ、更に25年の延長が認められる（経済特区法79条）。なお、土地の転賃借、譲渡担保権設定、交換又は譲渡を行う場合、管理委員会の許可を得なければならない。投資家の義務として、賃借地上の住宅、建物、農場又は農園の移転に必要な費用を支払わなければならない、移転者の生活水準が元の水準より低くならないよう保障しなければならない（経済特区法80条）。

上記規制の関係上、長期の賃借が必要となる製造業、ホテル業などの事業においては投資法または経済特区法の活用を検討することとなる。

d. 不動産登記

(a) 登記対象

登記法に基づき、以下の文書については原則として登記義務を負うとされている（登記法17条1項）。

(aa) 不動産の贈与に係る文書

(bb) 遺言書以外の文書で、不動産に係る権利、権限または利益でその価値が100チャット以上のものを、それらが確定的なものか未確定のものかにかかわらず、現在または将来において創出、宣言、譲渡、制限または消滅させる内容の文書

(cc) 遺言書以外の文書で、上記の権利、権限または利益の創出、宣言、譲渡、制限または消滅の対価としての支払いを確認する文書

(dd) 1年単位、もしくは期間が1年を超える不動産の賃貸または1年単位の不動産の賃貸の予約に係る文書

(ee) 不動産に係る権利、権限または利益でその価値が100チャット以上のものを、現在または将来において創造、宣言、譲渡、制限または消滅させる内容の裁判所の判決、命令または仲裁判断について、そのような判決、命令または仲裁判断の執行に係る文書

(b) 登記の効果

登記の効果として、動産であるか不動産であるかにかかわらず、物に関する契約書で登

記法に基づいて登記された文書は、当該口頭の合意または宣言が、既存の法律の下で所有権の移動または有効な譲渡を伴わない限り、その物についての口頭での合意または宣言に優先する効力を生じる（登記法 48 条）。登記すべき文書を登記しなかった場合には、当該文書に記載された不動産に関して、何らの効力も生じないとされている（登記法 49 条）。したがって、日本と異なり、登記は効力要件であり、登記がなされて初めて当該不動産の権利移転等に関する効力が生じる。

登記情報に関しては、原則として第三者が閲覧することはできず、権利者本人またはその代理人のみが閲覧できる。また、原則として電話による確認は受付られないため、当該土地を管理する関連機関などにおいて直接確認する必要がある。

e. 外国会社の担保

外国人または外国会社が第三者の不動産上に担保権を設定すること、または、使用している不動産を担保に入れることは、不動産譲渡制限法や政府の方針により原則として認められていない。

以前は、外国投資法において一定の場合に担保権の設定を認める旨の条文があったが、投資法においては担保権に関連する規定は存在しない。

なお、動産の担保については、禁止する法令は存在しないものの、要件、効果、手続等に関して規定した法令も存在しないため、実務上の有効性が不明確であり、動産担保についても外国会社においてはあまり利用されていない。

このように担保が設定できないことから、ミャンマーの銀行は融資の際に実務上原則として不動産担保を要求することとの関係上、外国会社がミャンマーの銀行から融資を得ることが難しい。

f. 土地の種類に応じた特別法に基づく規制

ミャンマーにおいても様々な土地の種類が存在し、土地の種類に応じた特別法が存在する場合がある。

例えば、森林地には森林法（The Forest Law, 1992）、空地・休閒地・未開墾地については、空地・休閒地・未開墾地法（Vacant, Follow and Virgin Land Management Law, 2012）が適用される。そのため、当該種類の土地を使用、譲渡する場合には、空地、休閒地、未開墾地法に規定されている所定の手続を経る必要がある。また、農地については、農地法（Farmland Law, 2012）が適用される。

g. コンドミニアム法

(a) はじめに

コンドミニアム法は間もなく成立するとの報道が以前からあったものの、不動産価格の更なる高騰の懸念等から国民の反対の声が強くなり、成立までの時間を要したが、2016 年 1

月 29 日に成立した。本法の施行細則については現時点（2017 年 11 月 20 日時点）において成立していない。

(b) 定義

本法における重要な用語の定義は以下のとおりである（コンドミニアム法 2 条）。

- i. 「コンドミニアム」とは、本法に従って建設された登記済みの共同所有地における共同所有の 6 階以上の高層住宅を意味する。当該用語には、共同所有者による利用のために手配されている共同所有資産も含まれる。
- ii. 「共同所有資産」とは、以下の共同所有建物と関連する資産を意味する。
 - (i) 本法に従って登記された共同所有地。
 - (ii) 共同所有者に関する共同所有建物の基本的施設及び固定の設備。ただし、上記共同所有地上に建設された個人所有の区画を除く。
 - (iii) 共同所有者の有益な利用のために建設・管理されている建物、教育及び保健に関する建物並びに資産、庭、庭園、樹木、花、給水設備、廃棄物処理並びに衛星設備、エネルギー配給設備、道路、橋並びに排水路、通信機能。
- iii. 「共同所有地」とは、共同所有者のすべてを利する土地及び空閑地で、共同所有建物及び共同所有資産が所在する場所を意味する。
- iv. 「外国人」とは、国民、準国民、帰化者以外の者を意味する。
- v. 「共同所有者」とは、各区画の所有権の権利証を受領した者を意味する。当該用語には、同人の相続人及び法的譲受人を含む。

(c) コンドミニアムの要件

本法に基づくコンドミニアムと認められるためには次の要件を満たす必要がある（コンドミニアム法 2 条、11 条）。

- i. 共同所有地及びコンドミニアムは本法に基づき登記されなければならない。
- ii. 開発者は、登記された共同所有地上にコンドミニアムを建設しなければならない。
- iii. 建設省が規定する階数、区画数、駐車場数、共同所有資産の防犯性、安全性、その他必要な技術的水準を満たさなければならない。

上記に関連して、いかなる土地でも共同所有地として登記できるわけではなく、以下の要件を満たさなければ共同所有地として登記できない（コンドミニアム法 10 条）。

- i. 居住地区の種類であり、かつ、既存の法律に基づき所有権の譲渡が認められている種類の土地
- ii. 現在の土地所有者が共同所有地としての登記を行っていること
- iii. 管轄の政府部門及び政府機関が策定した都市計画に沿っていること

iv. 土地面積が 20,000 平方フィート以上であること

(d) コンドミニアム建設の要件

コンドミニアム開発事業を希望する者は、所定の最低払込資本金を有し、事業の免許を取得するため、規定に従って建設省人間住居・住宅開発局（DHSHD）に申請しなければならない（コンドミニアム法 13 条）。

開発者がコンドミニアム建設を行う場合、建設許可を取得するため、規定に従い、共同所有地及びコンドミニアムに関する必要書面、土地及び建物の地図、共同所有資産及び所有持分価格に関する情報の必要書類を添付して DHSHD に対して申請しなければならない（コンドミニアム法 14 条）。

建設許可を取得できた場合、開発者は、コンドミニアムの区画の 40%を超えない範囲内で外国人に権利を譲渡できる（コンドミニアム法 15 条(b)）。当該 40%が区画の数と面積のいずれを基準とするかについては法律上規定されていない。

なお、コンドミニアムの建設は原則として共同所有地上でなければならないが（コンドミニアム法 9 条）、政府の所有地又は政府に保有が許可されている土地においても法令に基づく政府の許可がある場合にはコンドミニアムの建設が認められる（コンドミニアム法 15 条(b)）。

(e) 登記

土地の原所有者は登記事務所において共同所有地への変更手続きを行う必要がある（コンドミニアム法 16 条(d)）。共同所有地として登記された土地は、機関、組織又は個人名義で所有することはできず、全共同所有者の利益のために共同所有地として存在するものとする（コンドミニアム法 17 条）。

開発者は、建設省が任命した登記官に対して、コンドミニアム建設のための証拠書類を登記しなければならない。コンドミニアム建設完了後、各書類及び契約書を登記し、居住許可を取得しなければならない（コンドミニアム法 18 条）。区画を譲渡した場合、区画の譲受人に対して、区画登記証書を譲渡しなければならない（コンドミニアム法 19 条）。

区画の譲渡が行われた場合、譲渡人は所定の登記料及び印紙税を支払わなければならない（コンドミニアム法 21 条）。

登記された区画を以下のいずれかの方法により譲渡する場合、譲渡人及び譲受人は譲渡日より 30 日以内に登記官に対して譲渡契約書を登記しなければならない（コンドミニアム法 20 条）。

- i. 贈与、放棄及び交換
- ii. 売買
- iii. 最終専属裁判所の命令又は判決による所有権の移転

(f) 開発者の権利及び義務

i. 開発者の権利

開発者は以下の権利を有する（コンドミニアム法 24 条）。

- (i) 管理委員会の許可を得た上で共同開発者を指名することができる。
- (ii) 建設完了前に区画を前売りすることができる。
- (iii) コンドミニアムの区画の 40%を超えない範囲内で外国人に権利を譲渡できる。

ii. 開発者の義務

開発者は以下の義務を有する（コンドミニアム法 25 条）。

- (i) 登記された共同所有地における建設
- (ii) 最低払込済資本金及びビジネスライセンスの保有
- (iii) 建設時の建設許可及び建設完了後の居住許可の保有
- (iv) 各関連書類の登記

(g) 共同所有者の権利及び義務

i. 共同所有者の権利共同所有者は以下の権利を有する（コンドミニアム法 26 条）。

- (i) 区画の権利保有者を自己に変更することができる。
- (ii) 区画の譲渡証書を登記後、区画の所有権を有する。
- (iii) 国民に対して、区画を売買、譲渡、貸与又は担保設定を行う権利を有する。
- (iv) コンドミニアムの区画の 40%を超えない範囲内で外国人に権利を売買できる。
外国人に対して区画を貸与又は担保設定を行う権利を有する。
- (v) 銀行に対して区画に担保設定を行う権利を有する。
- (vi) 元のデザイン及びコンドミニアムの強度に影響を与えない場合、管理委員会の許可を得た上で、改修及び修理などを自己の費用で行うことができる。
- (vii) 全ての共同所有者と共に組合員の基金を所有することができる。
- (viii) 執行委員会の許可を得た上で、社会的事項のために共同所有地を使用することができる。
- (ix) 組合員の提示及び特別総会に参加、提案、助言、投票でき、執行委員会の委員に選ばれる権利及び選ぶ権利を有する。

ii. 共同所有者の義務

共同所有者は以下の義務を有する（コンドミニアム法 27 条）。

- (i) 共同持分価格に応じてコンドミニアムの維持及び管理のための基金に対する支払。区画を貸与している場合、賃借人と別途合意のない限り、共同所有者が当該支払いを行う。
- (ii) コンドミニアム及び共同所有資産の持続可能性、衛生及び保安の良好な状態の

維持のために共同責任を有する。

- (iii) 区画を貸与、担保設定、第三者の使用を認めた場合、執行委員会に知らせなければならない。譲渡等を行う場合、事前に執行委員会に知らせなければならない。
- (iv) 自己、賃借人、担保権者、許可を得て滞在している者の過失により condominium 又は共同所有資産が損傷した場合、責任を負わなければならない。
- (v) その他の目的で区画を使用する場合には執行委員会の許可を得なければならない。

(h) condominium 法の留意点

以上のとおり、本法は多くの意義を有する重要な法律であるが、次の点に留意する必要がある。第 1 に、本法は condominium の詳細な要件については別途施行細則で規定する建て付けとなっており、本法のみに基づきいかなる建物が本法の規定する condominium に該当するかの判断を行うことはできない。それにもかかわらず、本法に基づく condominium に該当すると称して外国人に対して condominium を販売する会社も存在する。また、本法成立以前から condominium と称する建物は多く存在したが、これらは condominium 法に基づく建物ではなく、あくまでも自称である点に留意する必要がある。第 2 に、本法の外国人の定義に外国会社が含まれておらず、外国会社が本法に基づき condominium の所有権を取得することができるかは明らかではない。したがって、condominium の購入を外国人が検討する場合、今後制定される予定である本法の施行細則の公布を待った上で、慎重に行動することが望ましいと解される。

h. 投資法に基づく土地規制

投資法に基づく MIC 許可又は是認を取得した場合、土地又は建物の賃借期間が 50 年まで認められる（投資法 50 条(b)）。また、加えて 10 年間の延長が 2 回を限度として認められる（投資法 50 条(c)）。更に、遠隔地などに投資を行った場合、MIC は更に長期間の賃借権を認めることができる（投資法 50 条(f)）。

投資家は、登記法に基づき、権利・保証登録官室（Registrar Office of Deeds and Assurances）において賃貸借契約を登録しなければならない（投資法 50 条(d)）。

i. 経済特区法に基づく土地規制

2014 年 1 月 23 日に 2011 年に成立した経済特区法を改正する形で新たな経済特区法が成立した。次に、経済特区に関する通知（国家計画経済開発省通知 2014 年 81 号）が 2014 年 10 月 1 日（以下、「2014 年通知」という）に発布された。経済特区法の施行細則は 2015 年 8 月 27 日に公布された（以下、「経済特区法規則」という）。

管理委員会は投資家に対し、50 年間の土地賃借を認めることができ、更に、25 年を上

限として延長できる（経済特区法 79 条）。また、土地の転貸借、譲渡担保権設定、交換又は譲渡を行う場合、管理委員会の許可を得なければならない。投資家の義務として、賃借地上の住宅、建物、農場又は農園の移転に必要な費用を支払わなければならない、移転者の生活水準が元の水準より低くならないよう保障しなければならない（経済特区法 80 条）。事業を清算する場合、必要に応じて土地上の建物を撤去しなければならない（経済特区法 82 条）。

j. 土地取得法、下ビルマ町村土地法、公共財産保護法

土地取得法は、土地取得に関する手続き（事前調査、取得の申告、調査及び裁定、所有）、裁判所手続き（申し立て、賠償金に関する事項）、賠償金の割り当て及び支払いに関する事項、土地の暫定占有、会社の土地取得等について規定している。

下ビルマ町村土地法は、土地に関する権利（土地取得に関する権利、土地所有者の権利取得）、土地所有者の権利に関する事項（権利の喪失、土地所有権の申告及び失効、土地所有又は土地所有者の権利の喪失に関する疑義に対する裁判所の義務）、政府による土地の売却に関する事項、国有地からの立ち退き、不法所有及び使用（罰則等）、土地収益、鉱物の採取及びロイヤリティの徴収に関する規則、政府に対する支払及び責務、所有の記録等について規定している。同法は、2015 年に改正法が制定されているが、ルピーにて記載されていた罰金額がミャンマーチャットに変更される等、小規模な変更にとどまっている。

公共財産保護法は、軍隊、政府機関や公的機関が所有、使用又は保有している金銭、株、その他の公共財産の不正利用や詐取した場合の罰則等について規定している。

k. 名義借り

ミャンマーにおいては外国人または外国会社は不動産（ Condominium を除く）を取得できないことから、ミャンマー人またはミャンマー会社の名義を利用して不動産を取得する例が見受けられる。

しかし、既に述べたとおり、不動産譲渡制限法 4 条において外国人または外国会社の所有権の取得が禁止されていることとの関係から、名義借りは違法と判断される可能性が高い。また、仮に有効だとしても、法的には名義人に当該不動産の所有権が帰属しているため、名義人が無断で譲渡したとしても、当該譲渡は有効であり、譲受人に対抗できない。また、名義人と外国人または外国会社との間の契約において名義人の無断譲渡等を禁止していたとしても、かかる契約は外国人または外国会社が真の所有権者であることを前提とした内容となるため、不動産譲渡制限法 4 条において外国人または外国会社の所有権の取得が禁止されていることとの関係から当該契約は無効と判断される恐れがあることに留意する必要がある。

したがって、名義借りの場合には当事者の信頼関係に基づくこととなるが、突然の事故等により名義人が死亡した場合には相続が生じ、相続人との信頼関係も問題となる。

名義借りには、以上の法的リスクが存在することを認識し、名義借りではなく、正規の手続きに則って不動産を利用する必要がある。

【図1】会社の種類毎の不動産規制

	賃借権	所有権
会社法に基づく外国会社	最長1年	取得できない
外国投資法に基づく外国会社	最長70年(50年の賃借に加え、10年の延長が2回まで可能)	取得できない
経済特区法に基づく外国会社	最長60年(30年の賃借に加え、事業規模に応じた延長が可能)	取得できない
ミャンマー会社	賃借期間に関する規制は存しない	土地の種類によっては取得できる

なお、所有権については、「(4) b. 不動産の所有に関する規定」において述べたとおり、正確には所有権と異なる権利である。

2 電気

(1) 電力供給の管轄機関、関連法令

ヤンゴン市内の電力供給は、電力・エネルギー省 (Ministry of Electricity and Energy) の傘下にあるヤンゴン市電力供給公社 (YESC : Yangon Electricity Supply Corporation) が担当しており、ヤンゴン市以外は配電公社 (ESE : Electric Supply Enterprise) が担当している。関連法令として、2014年10月27日に公布されたミャンマー電力法 (Electricity Law) が挙げられるが、電力供給に関する当事者間の契約、電気代等に関する具体的な規定は定められていない。

以下、(2)(3)(4)(5)の情報 (Shwe Phyi Thar 工業団地管理委員会と明記している箇所を除く) については、ヤンゴン市電力供給公社のマネージャー (匿名希望) (2017年11月10日) 及び同公社マネージャー Daw Zin Mar Han に確認 (2017年11月17日) した結果に基づくものである。

(2) 事務所・工場建設時の手続き (申込みから受電まで)

工場の場合、ヤンゴン市の場合は、YESC に申請し、ヤンゴン市以外の場合は ESE に申請す

る。電気の利用目的、想定される消費電力量、利用場所等を記載した申請書を提出しなければならない。YESC 又は ESE は、申請書類を確認し、1 か月以内に可否を回答しなければならない。電力利用可能との回答が得られた後、1 カ月程度で電力を利用することが可能である。申請から受電まで、申請者による調査の立会い等は不要である。

事務所の場合、オフィスビルであれば、通常は管理事務所が電気利用について管理しており、入居企業が YESC や ESE に申請することは不要であるが、対応はオフィスビルによって異なるため、入居前に確認する必要がある。

(3) 定期検査等の有無

定期的な検査はないが、必要に応じて不定期に実施されるほか、工場が申請した場合に実施される。

(4) 電気料金の支払い方法

電気料金は基本的に毎月支払う。工場の電気料金は、1～100 ユニットまでは1ユニットあたり 75 チャット、101～200 ユニットまでは1ユニットあたり 100 チャット、201 ユニットの超えた場合は1ユニットあたり 150 チャットである。Shwe Phyi Tar 工業団地管理委員会へのヒヤリングによると、工場が位置するタウンシップの電力事務所にて直接支払わなければならない。

事務所の場合、通常、オフィスビルの管理事務所に支払う。オフィスを含む一般の電気料金は、1～100 ユニットまでは1ユニットあたり 35 チャット、101～200 ユニットまでは1ユニットあたり 40 チャット、201 ユニットの超えた場合は1ユニットあたり 50 チャットである。

(5) 契約廃止時の手続

退去の際に、工場の場合は YESC 又は ESE に連絡、オフィスビルの場合は管理事務所に連絡し、精算する。最終月の電気料金の計算方法は、ケースによって異なるため、確認が必要である。

(6) その他、留意点

ミャンマーはヤンゴンであっても停電が多く、停電の発生状況は同じタウンシップ内であっても異なることがあり、非常に狭い地域ごとに異なる。したがって、オフィスや住居を選ぶ際には、当該エリアの停電発生頻度に関する情報を集めた上で決めることが望ましい。また、ジェネレーターが設置されている場合もあるが、その場合もジェネレーターが全ての電気をカバーするものではないこともあり、その容量も確認することが望ましい。

工場において安定した操業が必要な場合は、自社で発電機を設置する必要がある。供給さ

れる電力を使用する時間よりも発電機を使用する時間の方が長いエリアもあり、そのような場合には供給される電力を使用する以上に費用を要するため、当該費用も見込んだ上で事業計画を立てる必要がある。

3 上下水道

以下、2017年11月17日 YCDC 上下水道部職員(匿名希望)に問い合わせた結果による。

(1) 事務所・工場建設時の手続(申込みから給水まで)

a. 記載事項、必要書類

新しいビルや工場で水道を使用したい者は、YCDC の上下水道部エンジニア長宛てに、以下の事項を記載した水道接続許可の申請書を提出する必要がある。

- 会社名/工場名
- 住所
- 水道の接続を希望する理由
- 会社工場が必要とする量等

申請に際して、建物の設計図及び YCDC の建築部発行の建築許可を添付する必要がある。

b. その他必要な許可

会社/工場は水道接続のために、上記申請とは別に、手数料を支払ってモーター許可と浄化槽許可の2つの許可を取得する必要がある。例えば6部屋あるアパートにおいては、部屋の数に応じて6つのモーターを設置する必要があり、この6つのモーターにつき手数料を支払う必要がある。なお、浄化槽やモーターの設置を義務付けるこの規制は、内部規則によるものであり、公表されている法令等によるものではない。

c. 実地検査

YCDC の依頼により、タウンシップ開発委員会が建設予定地に水道を接続できるか実地検査を行う。YCDC の水道官が付近に通っていない場合は、接続を行うことができず、その場合は、地面を掘り地下水を使用する他ないこととなる。

実地検査の結果、水道の接続が可能であると判断した場合、タウンシップ開発委員会は、水道接続許可のために市長に報告を行う必要がある。

d. 水道接続許可

YCDC 市長は、全タウンシップにつきまとめて、水道接続許可を発行する。

YCDC は各タウンシップの申請を集めた後、市長に申請書を提出する。市長は個々の申請につき、順番に許可するのではなく、すべてのタウンシップにつきまとめて許可を発行するため、許可には通常1~2か月程度要する。

e. 許可後

許可を受けた後、工場/会社は水道料、水道接続料、モーター料及び水道メーター料等

の各種費用を支払わなければいけない。

また、水道接続許可を建設完了証明の取得のため建設部に示す必要がある。

(2) 定期検査等の有無

タウンシップ開発委員会の職員が水道接続申請時に行う実地検査の他には、建設中に担当職員が水道配管について行う検査がある。タウンシップ開発委員会は、3カ月に一度の料金徴収の度に水道メーターをチェックしなければならない。

(3) 料金の支払い方法

水道料金は3カ月に一度徴収される。会社／工場は関連するタウンシップ開発委員会に支払いをしなければならない。

料金について、YCDCからは料金表等は得られなかったものの、マンダレー市開発委員会が2017年5月29日に発出した告知によるとオフィスなどのビジネス用の水道料金は220ガロンにつき260チャットであり、ローカル企業の工場の場合220ガロンにつき660チャット、外国企業の場合220ガロンにつき1,100チャットである。

(4) 契約廃止時の手続

水道の使用を取りやめたい場合は、関連するタウンシップ開発委員会にその旨申し出なければならない。

4 ガス

ガスに関する法令を調査したが、国営企業法3条(a)が石油天然ガスの採掘・販売を国営企業のみが行える事業として挙げている以外に、法令の規定は確認できなかった

以下は2017年11月9日に電力・エネルギー省(以下MOEEと呼ぶ)職員、2017年11月10日にミャンマー石油公社(以下、MOGEと呼ぶ)マネジメント部職員、製造部ダイレクター室職員、エンジニアリング部サービス課職員に問い合わせた結果による。

(1) 事務所・工場建設時の手続(申込みから受給まで)

a. 申請書

ガスを受給するためには、まず、以下の事項を記載した申請書を申請者自身で作成する必要がある。申請書には特定のフォーマットがあるわけではない。

- 会社名、会社の代表取締役の氏名等
- 事業の種類
- 場所(ガス管を敷設することが難しい地域もあるため)
- ガスの用途、使用量、使用場所等
- その場所で製造する商品
- 必要なガス圧

b. 申請書の送付先

申請書の送付先は以下の二パターンがある。

1つは MOEE に対して申請書を提出し、MOGE のマネジメントダイレクター宛てに申請書のコピーを送る方法である。

もう1つは、MOGE のマネジメントダイレクター宛てに申請書を送り、コピーを同じく MOGE のエンジニアリング部製造課のダイレクター及びマネジメント部のダイレクターに宛てに送る方法である。

前者の場合、MOEE が申請書を審査し、コメントを付けた上で、MOGE に照会することとなる。

c. 申請にかかる期間

申請にかかる期間は上記の記載事項の内容にもより、明確には言えない。申請は工場の建設と並行して行うこともできる。

d. 供給許可の可否

申請が認められるか否かは、大きくはガス管が敷設できる場所か否かによる。許可された場合、MOGE がガス管の敷設を行うこととなるが、所要期間は、設置場所によって異なり、一概には言えない。ガス管の敷設及び接続に必要な費用については申請者が負担する必要がある。

(2) 定期検査等の有無

ガスの使用方法、及びガス管のメンテナンス状況について MOGE による定期的な検査がある。検査がどの程度の頻度で行うべきかについては MOGE 製造部が適宜定める。検査頻度に関する明確な基準は存在しないとの回答を職員より得た。

(3) 料金の支払い方法

ガス料金は MOGE 製造部によって定められた使用量に基づく計算方法により、算出される。

料金は通常、月毎に計算されるが、最終的には製造部が適宜決定する。

料金は、その時々で変動するが、2017 年 11 月 20 日現在においては、1,000 立方フィート当たり 8 ドルである。

(4) 契約廃止時の手続

ガスの供給に際して、MOGE と直接契約を締結することはないが、使用をやめる場合は、その旨及びその理由を記載した申請書を MOGE 製造部局長宛てに送付する必要がある。

5 廃棄物処理

(1) 廃棄物処理の手続

ヤンゴン市開発委員会 (YCDC) 汚染管理清掃局 (PCCD : Pollution Control and Cleaning Department)、U Maung Lwin 副局長及び U Aung Myint Maw (Deputy Chief Engineer (Director)) に確認 (2017 年 11 月 10 日及び 17 日) した結果は以下のとおりである。

廃棄物処理は、以下の通り進められる。

- a. 商業廃棄物に対する PCCD による定期的な回収及び廃棄
- b. 必要に応じて各企業・個人が PCCD に回収及び廃棄を依頼
- c. 排出者による直接搬入
- d. 商業廃棄物に対する PCCD による定期的な回収及び廃棄

PCCD が定期的に回収し最終処分場に廃棄する。ヤンゴン市開発委員会 (YCDC) 管轄下のホテルやゲストハウス等の宿泊施設、病院や診療所等の医療施設が対象で、以下の通り、企業の種類や規模に応じた回収代を毎月徴収される。

一般的企業は、500 チャットから 550,000 チャット以下

医療施設は、1,500 チャットから 300,000 チャット以下

宿泊施設は、4,000 チャットから 300,000 チャット以下

- e. 必要に応じて各企業・個人が PCCD に回収及び廃棄を依頼

建設廃棄物、工場やプラントの廃棄物、公園や庭園、その他上記(a)に該当しない企業は、以下の通り、車両代を支払って回収及び廃棄を依頼する (価格は潤滑油 (Lubricant) 代を含む。清掃員サービスは付帯されない)。

小型車両 (Ahar Man Thit/GBS) 35,000 チャット

中型車両 (Cheng Long) 70,000 チャット

大型車両 (10-wheel Dump Truck Power Plush) 105,000 チャット

廃棄物は、各タウンシップによって定められる場所で処分する。

なお、個人や各世帯が廃棄物の回収を要請する場合、回収代として 1 回につき 2,500 チャットかかる。

- f. 排出者による直接搬入

排出者が自ら搬入する場合、Htein Bin 収集場又は Htawal 収集場にて処分しなければならない。YCDC への支払いが必要で、廃棄物の重量 1 トン 5,000 チャット、2 トン 7,000 チャットと、1 トンにつき 2,000 チャットずつ課金される。直接搬入について YCDC から承認を得る必要はない。

(2) 工業団地における廃棄物処理

Tharkayta 工業団地及び East Dagon 工業団地に確認したところ、通常は、(b) 必要に応じて

各企業・個人が PCCD に回収及び廃棄を依頼することが多く、その場合は YCDC から廃棄物容器代（小サイズ 80,000 チャット[〜]、大サイズ 200,000 チャット[〜]）及び回収代（小サイズ 1,000 チャット、大サイズ 2,000 チャット）を支払わなければならない。（c）排出者による直接搬入の場合は、各収集場にて廃棄する。

(3) 法令の確認

a. YCDC 法

YCDC 法 62 条に、廃棄物管理及び清掃に関する禁止事項が定められている（同条から抜粋）。

- YCDC が定める場所以外に、庭園、工場、工業、建設廃棄物、商業、医療廃棄物、有害及び電気・電子廃棄物、悪臭廃棄物等を廃棄してはならない。
- 建物のどの階の居住者も、水道又は公道に、掃き出したり、廃棄物を落としたりしてはならない。
- 水道、公道又は裏通りに掃き出したり、廃棄物を落としたりしてはならない。
- YCDC の許可なしに、ゴミ箱、タンク又は廃棄物用容器がある場所を掘ったり、汚したり、ゴミをまき散らしたりしてはならない。
- YCDC の許可なしに、土壌に還したり、その他の用途がある廃棄物を持ち去ったり、集めたりしてはならない。
- 工場、工業、商業からの排水を、YCDC が定める基準に従い浄水せずに、水道、川又は運河に廃棄してはいけない。

違反者に対しては、10,000 チャットから 500,000 チャットの罰金若しくは 3 ヶ月から 1 年間の懲役又はその両方が科される。

b. 環境関連法

環境関連の基本法として、2012 年 3 月 30 日に公布された環境保全法（Environmental Conservation Law）が存在する。また、環境保全法の関連法令として、2014 年 6 月に、環境保全森林省より規則（No. 50/2014）が発行されている。環境保全に関する政策、環境保全の取り組み、環境保全に関する国際・地域・二国間協力、環境管理基金、環境緊急事態、環境品質基準、都市環境管理、廃棄物管理、自然資源及び文化遺産の保全、環境影響評価（EIA）、事前許可等の具体的な実施のために、環境保全森林省及び関連部署、環境保全委員会の責務や権限、手続き、実施体制等が規定されている。同規則の他に、2015 年 12 月に、環境保全森林省から、環境影響評価（EIA）手続きに関する通知（No. 616/2015）が発行されており、環境影響評価手続き、スクリーニング、初期環境調査、環境影響評価、不服申し立て手続き、環境管理、事業許可における環境配慮、モニタリング、戦略的環境評価、行政処分について手続きが示されている。また、関連経済

活動ごとの初期環境調査及び環境影響評価の基準値の一覧表、事業プロポーザルのスクリーニング、調査、レビュー、スコーピング、承認、不服申し立てのプロセスについてのフローチャート、行政処分の罰則が添付されている。

環境保全法上は、資源及び環境保全省（Ministry of Natural Resources and Environmental Conservation）が連邦政府及び委員会の承認を得た上で、以下の基準を規定する旨定められている（環境保全法第 10 条）。

- (a) 河川、小川、運河、泉、沼地、湿地、湖沼、貯水池および他の内陸水源での使用に適した地表水質基準
- (b) 沿岸および河口地域の水質基準
- (c) 地下水質基準
- (d) 大気質基準
- (e) 騒音と振動の基準
- (f) 排出基準
- (g) 排水基準
- (h) 固形廃棄物の基準
- (i) 連邦政府が定めるその他の環境品質基準

しかし、2017 年 11 月 20 日時点においては、具体的な上記基準は定められていない。

6 銀行口座開設・閉鎖

(1) 銀行口座開設に必要な書類

ミャンマーの大手銀行 2 行（以下、 α 銀行、 β 銀行という。）及び日系銀行 3 行（以下、A 銀行、B 銀行、C 銀行という。）に確認³したところ、会社による銀行口座開設にあたって以下の書類が必要である。銀行によって必要書類が多少異なることがあるため、実際に口座を開設する銀行に直接確認する必要がある。また、日系銀行の場合には必要書類の雛形を提供されることが多い。

- a. 申請書（会社のレターヘッドつき）
- b. 会社登記書類（仮許可でも受け付けられるが、本許可が発行されたら銀行に提示する必要がある）
- c. 会社の定款（原本を提示、写しを提出）

※ ³ α 銀行は 2017 年 11 月 10 日、 β 銀行は 2017 年 11 月 10 日、A 銀行は 2017 年 11 月 15 日、B 銀行は 2017 年 11 月 8 日、C 銀行は 2017 年 11 月 8 日に確認した。

- d. 株主リスト (Form6) 及び取締役リスト (Form26) (原本を提示、写しを提出) ※現地法人の場合のみ
- e. 事務所人員リスト (Form18) ※支店の場合のみ
- f. 銀行口座開設に関する取締役会議事録 (銀行名、サイン権限者の氏名等記載)
- g. サイン権限者のサイン (銀行の窓口にて本人によるサインが必要) 及びパスポート原本の提示
- h. (MIC 会社の場合) MIC からのレターの写し及び最初の送金資本額の提示

(2) 開設可能な口座

	日系銀行 (A 銀行、C 銀行)	ミャンマー大手銀行 (α 銀行、 β 銀行)
外国会社 (現地法人・支店) の口座開設の可否	ミャンマーチャット建ては普通口座及び当座預金口座の開設が可能。米ドル建ては当座預金口座のみ開設が可能。なお、申請会社は、口座開設を希望する銀行の口座を他国で開設していることが条件であるが、ケースによるため、銀行への確認が必要。	ミャンマーチャット建ては普通口座及び当座預金口座の開設が可能。米ドル建ては当座預金口座のみ開設が可能。なお、 β 銀行は全ての外国会社が普通口座を開設できるわけではなく、会社によるため、銀行への確認が必要。
外国人個人による口座開設の可否	不可	ミャンマーチャット建ては普通口座及び当座預金口座の開設が可能。米ドル建ては当座預金口座のみ開設が可能。

(3) 送金

ミャンマーの大手銀行 (α 銀行、 β 銀行) 及び日系銀行 (C 銀行) に確認したところ、外国送金にあたって以下の書類が必要である。銀行によって送金手数料や送金に必要な書類が多少異なることがあるため、実際に送金手続きする銀行に直接確認する必要がある。

- a. 申請書 (会社のレターヘッド、サイン権限者の署名)
- b. サイン権限者の身分証明書 (パスポート又は NRC)

送金手数料は以下の通り。

	日系企業 (C 銀行)	β 銀行	α 銀行
海外送金	手数料(送金額の 0.1%)、電信料 (USD20)、送金 先の銀行への手 数料(USD10)	手数料(送金額 USD20,000 以下は USD25、USD20,000 以上は、送金額の 0.125%)、電信料(2,000 チャット)	手数料(送金額 USD20,000 以下は USD25、USD20,000 以 上は、送金額の 0.125%)、SWIFT 使用 料(USD2)
海外からミャンマー	なし	送金額に関わらず 10,000 チャット相当の米ドル	USD10

資本金、利益、支払い、給与、株の配当金等の送金（海外送金及び海外からミャンマー）について、特に規制はないが、融資については、送金当事者がネピドーの中央銀行から承認を取得しなければならないとの回答を得た（α 銀行、β 銀行）。

(4) 口座の閉鎖

ミャンマーの大手銀行（α 銀行、β 銀行）及び日系銀行（A 銀行、C 銀行）に確認したところ、会社による銀行口座の閉鎖にあたって以下の書類が必要である。銀行によって閉鎖に必要な書類が多少異なることがあるため、口座を閉鎖する銀行に直接確認する必要がある。

- a. 申請書（会社のレターヘッドつき）
- b. 取締役会議事録
- c. カバーレター
- d. サイン権限者の身分証明書の提示（パスポート又は NRC）。サイン権限者本人が自ら銀行に行く必要がある。

以上

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約1分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20170083>

【本調査レポートに対する問い合わせ先】

日本貿易振興機構（ジェトロ）ヤンゴン事務所

https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/mm_yangon/